

支援金申請のご案内¹

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業

**燃油価格高騰による負担を軽減
支援金を交付します！**

鹿児島県内の
交通・運送
事業者様へ



令和7年度【令和7年4月1日から5月21日分】

申請期間
(令和7年)

8月7日(木) → 9月26日(金)

【電子申請】締切日の23時59分まで 【郵送申請】締切日の当日消印有効

期間に
ご注意
ください！

STEP

1

支援内容を確認する

・対象事業者(鹿児島県内に本店・支店または営業所があることが前提です。)



路線バス



タクシー



自動車運転代行業



トラック運送業

・基準日(令和7年4月1日)時点において登録されている車両が対象となります。

※ 詳細規定、支援金額につきましては専用ホームページでご確認ください。

STEP

2

必要書類を揃える

❗ 裏面をご確認ください。

STEP

3

申請方法に従って送る

・書類に必要事項を記入し、下記サイトからの電子申請または郵送で送るだけです。

HPは
こちらから

電子
申請

専用ホームページ 鹿児島県燃料油

<https://nenryousien2025.pref.kagoshima.jp>

※ 申請フォームに交付申請書兼請求書と必要書類を添付してください。



郵送
申請

宛先

〒892-8799 鹿児島東郵便局留

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局 宛
支援金交付申請書在中

※ 簡易書留又はレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※ 申請書類は、A4サイズ・片面印刷・ホッチキス留めなしでご提出ください。

※ 送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。持参による申請は受付できません。



ご不明な点はお気軽に
お問い合わせください

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局

受付時間 9:30~17:30(12:00~13:00、土日祝を除く)

☎ 099-202-0950



申請に必要な書類



すべての書類が整ったことを
確認のうえ、提出してください。

01

申請書兼請求書（別記第1号様式）

様式は専用ホームページからダウンロードできます。

必要事項を記入し、全2ページを提出してください。

02

納税証明書

新年度につき、
必ずご提出ください

「県税の未納がないこと」
を証明する納税証明書を
提出してください。各地域
振興局・支庁で発行でき
ます（申請日以前3か月以
内のもの）。

04

すべての対象車両の 自動車検査証記録事項の写し （車検証）

新年度につき、必ずご提出ください

従来の自動車検査証

自動車検査証記録事項

基準日（令和7年4月1日）時点で登録されている車両
が対象です。基準日以降に車検を受けた対象車両に
ついては、車検証の「記録年月日」が基準日以前である
車検証が必要です。

※車両一覧表に記入した順番に並べて提出してください。

06

新規・変更がある場合のみ

- 振込先口座の通帳の写し
- 事業の認可証、許可証の写し

— 代表者の変更、住所変更があった場合 —

- 変更になったことを証明する書類の写し
（例：履歴事項全部証明書など）

03

車両一覧表（別紙第2号様式）

様式は専用ホームページからダウンロードできます。

対象となる車両の車両番号
（ナンバープレートの下4桁）
が小さい順に記入してくだ
さい。タクシー事業者および
トラック運送事業者につい
ては、種類ごとに分けて、
小さい順にご記入ください。

05

自動車運転代行業事業者のみ

○ 自動車運転代行保険の写し

対象車両の情報が明記されており、基準日（令和7年
4月1日）時点で有効な保険の写しを提出してください。

※国土交通省令で定める基準（損害賠償額：対人
8,000万円以上、対物・車両200万円以上）に適合
する代行保険であること。

※その他、審査状況により追加書類の提出を求める場合があります。